

【ウェビナー】EPAの救済規定、相談事例から解決策を探る

# EPA活用実務ノウハウ —相談事例から解決策を探る—

2024年12月18日(水)14:00開始  
【オンライン開催(ライブ配信)】

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課  
石川雅啓  
(グローバルBiz専門職大学 教授)

# 1. 主要な複数国間協定 に関するトラブル

【事例1】RCEPの累積規定を適用するための根拠資料  
【事例2】CPTPPの協定年版がHS2012であるはずなのに、  
なぜ英国のCPTPP譲許表はHS2017なのか

**事例1**

# RCEPの累積規定を適用するための根拠資料

## (内容)

累積を適用するための根拠資料は輸入時のRCEP協定に基づく原産地証明書でなくてはならないか。輸出締約国の生産者が作成するサプライヤー証明書も有効か。

## (回答例)

日本商工会議所へのヒアリングによると、累積の根拠資料としては、輸入時の協定に基づく原産地証明書の写しをまず推奨。ほかに、生産者自身が発行した対比表や計算ワークシート。サプライヤー証明では根拠資料としては不十分である可能性があるが、提出された場合には個別案件として都度、経済産業省に照会する。2021年12月に財務省関税局主催で開催された「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に係る業務説明会」のQ&A集No.20によると、「サプライヤーによる証明書類は疎明資料の一つとなり得る」とあるも税関によると、税関も日本商工会議所と同じような判定を行うとのこと。

## 事例2

CPTPPの協定年版がHS2012であるはずなのに、なぜ英国のCPTPP譲許表はHS2017なのか

### (内容)

CPTPPに英国が2024年12月15日までに発効するとされるが、CPTPPの協定年版がHS2012であるはずなのに、なぜ英国のCPTPP譲許表はHS2017なのか。

### (回答例)

CPTPPのAnnex 2-D(Tariff Schedule of The United Kingdom General Notes)1.により、CPTPPの英国の譲許表は、2021年9月1日時点の英国の品目分類(the tariff nomenclature)に基づいて表示されるとある。その(2021年)時点で有効なHSコードは2017年版であるため、2017年版で表示されることになる。また、同規定2.により、関税引き下げの基準となる、基準税率(Base Rate)についても、2021年9月1日時点の英国の一般(MFN)税率を基準とするとあるため、この時点でもやはり、HS2017年版を基準とすることが分かる。

## 2. HSコードを巡るトラブル

- 【事例3】日本と韓国との税関のHSコードの相違
- 【事例4】材料のHSコードの確定方法
- 【事例5】フィリピンにおけるHSコード年版トラブル
- 【事例6】日本の事前照会事例との違い

**事例3**

# 日本と韓国との税関のHSコードの相違

## (内容)

日本から高電圧の測定器を90類の測定器として日本側では輸出申告し、韓国向けに輸出した。ところが、韓国での輸入通関後、韓国税関による事後調査で、本製品は高電圧測定後にアラームが鳴るものであるため、85類の警報機ではないかとの指摘を受けた。韓国では、90類の測定器であれば無税で輸入できるが、85類の警報機だと8%の関税が課されてしまう。

## (回答例)

HS条約に基づく「関税率表の解釈に関する通則」から論理的に反論を展開する。日本で90類で申告し輸出の許可を受けた際に発行された輸出許可書の写しを提示する。また日本税関からHSコードに関する教示を得る(日本の場合、事前教示制度自体は輸入のみに適用されるが、輸出の場合も参考程度の範囲でメール添付での文書の回答が得られる)。

## 事例4

# 材料のHSコードの確定方法

### (内容)

最終產品のHSコードは輸入地税関において事前教示を行い確定させることができるが、材料については、品目数が膨大であるのと、輸入国によっては事前教示が可能なのは產品のみで、材料については事前教示な不可の国もある(ちなみに日本における事前教示制度も輸入產品のみ)。この場合、どのようにして材料のHSコードの確約を得れば良いか。輸入国税関の検認(事後確認)により、材料のHSコードの間違いによりRCEP特恵税率が否認されることを避けたい。

### (回答例)

材料の数が少ないようであれば、それぞれの材料を「產品」として輸入国税関で事前教示を受ける案が考えられる。また、通関業者や貿易・通関コンサルタントの活用、自社で通關士有資格者などの専門人材を置き、確実なHSコードの品目分類に努める。

## 事例5

# フィリピンにおけるHSコード年版トラブル

### (内容)

日本からフィリピン向け輸出で日ASEAN協定(AJCEP)利用で、AJCEPの特恵税率通関しようとしたところ、日本商工会議所で発給された特定原産地証明書が協定年版であるHS2002であったことから、これが輸入申告で使われる最新版のHS2022と異なるとの理由で、AJCEP特恵税率(無税)が否認され、一般(MFN)税率(15%)が課されようとしている。紙おむつがHS2002では紙製品に分類され4818.40だが、HS2022では2012年改訂時に誕生した衛生用品の分類9619.00である。

### (回答例)

ジェトロ・マニラ事務所に協力を求め、翌日フィリピン税関の方も参加するEPAセミナーを現地で開催することとなっており、会場で直接確認。フィリピン税関側もこれによりHS2002の特定原産地証明書を是認した。

## 事例6

# 日本の事前照会事例との違い

### (内容)

中国から日本への輸入で、日本の事前照会事例では3824.99と判定されているものが、中国側では2842.90.4000と判定されている。2842.90と3824.99のいずれもRCEPの適用で関税が撤廃されているものの、中国の製造者が提供した原産地証明書は日本の輸入通関申告とHSコードが一致しないため、減税を受けることができていない。メーカーに輸入側に合わせたHSコードで、原産地証明書を発給してもらえないかと問い合わせたが、どうしても発給システムの制約でHSコード2842と自動紐づきされてしまい、当方希望の3824に変更できない。

### (回答例)

まず、過去の日本の事前照会事例はあくまで参考で、貴社製品の事前教示ではないので、改めて、貴社製品について事前教示を受けること(意見も述べることができる)。次に、日本の税関は、輸入申告のHSコードと輸出締約国発給の原産地証明書のHSコード異なる場合も合理性があれば、そのまま受理されることもある。

### 3. 原產品判定における トラブル

- 【事例7】部品の点数が多過ぎて、原產品判定が困難
- 【事例8】サプライヤー証明書作成の協力が得られない
- 【事例9】日本商工会議所からの指示が分からぬ

**事例7**

# 部品の点数が多過ぎて、 原産品判定が困難

## (内容)

自社の品番が多い。品番が異なる場合は、それぞれの品番で原産品判定が必要なのか？(VA基準とCTC基準で異なるか？) CTC基準が適応できる場合は、アイテムごとにまとめて原産品判定してもいいのか。

## (回答内容)

原産品判定依頼は原則都度行うべきものであるも、まったく同じものについては同じ原産品判定番号を繰り返し使うことができる(しかも特に期限はない)。ただし、少しでも内容が変わった場合には再度の原産品判定依頼の必要がある。色違いであっても顔料の違いから異なる产品である。サイズ違いについても付加価値基準であれば原産資格割合に影響が出てくるため再度の判定依頼が必要。一方、サイズ違いでも原産品判定基準が「関税分類変更基準」であれば判定に影響がないと言えるかも知れないが、サイズの変更に合わせて、新たな素材が加えられていないかどうかを問われることがある。→一方、色やサイズのみなど、根拠資料(対比表や計算ワークシート)の内容に変更を及ぼさないものであれば同じ原産品判定番号を使うことができるという意見もある。しかしそれぞれの違いを示す資料の保存は必要。

**事例8**

# サプライヤーからサプライヤー証明書 作成の協力が得られない

## (内容)

原産品判定基準で、CTCルール(関税分類変更基準)を適用する品目で、輸出產品との間で、関税分類の変更が起こらない材料があるが、幸い、その材料は日本原産のものである。ところが、それを証明するためのサプライヤー証明書が、サプライヤーが非協力的であることから、入手できていない。

## (回答例)

「サプライヤー証明書」は、輸出產品の一材料が原産材料であることを、その材料を製造し、輸出產品の生産者に提供したサプライヤーが作成して証明するもの。このサプライヤー証明書では、当該原産材料のHSコードを改めて特定し、その協定ごとの品目別原産地規則(PSR)を調べ、その品目別原産地規則を満たしているかを判定する必要がある。この判定・作成作業を、生産者側もサプライヤーに対し十分に協力することが重要。

## 事例9

# 日本商工会議所からの指示が分からぬ

### (内容)

原産品判定依頼を、日本商工会議所の特定原産地証明書発給システムを使って申請したが、メールで、指摘事項が返って来た。しかし、その指摘の意味が分からぬ。時には、否認理由が判然としないものもある。そのことについて再度問い合わせると、ジェトロに問い合わせるように指示された。

### (回答例)

日本商工会議所は、EPAの各協定のルール(原産地規則)に則って、申請があった原産品判定依頼について審査を行う。その際に、申請者のEPAに対する理解が十分でないと判断された場合などでは、明確に否認理由を述べず、EPAの基礎的理解について、ジェトロのアドバイスを受けるようアドバイスすることがある。このような場合には、ジェトロにお問合せ頂きたい。

## 4. 輸入締約国での トラブル

【事例10】書類間で品目数が異なる

【事例11】協定ではない国内法によるもの

【事例12】検認のリスクがどれくらいあるか

【事例13】タイ税関でのpdf版の原産地証明書の拒絶

**事例10**

# 書類間で品目数が異なる

**(内容)**

日本から中国に6品目のワインを輸出。このうち赤ワイン2種類と白ワイン2種類についてそれぞれ赤ワイン1種類、白ワイン1種類にまとめて原産品判定を行ったため、特定原産地証明書も4品目で発給された。これに対し、インボイスは6品目であったため、中国税関にて、RCEP税率が適用できないと言われた。

**(回答例)**

まず、インボイスを6品目から4品目に修正して対応を試みた。ところがパッキングリスト、原発事故の影響で求められる「産地証明書」までもが6品目で、特定原産地証明書だけが4品目となっているとのこと。このため、最終的に、原産品判定から6品目でやり直し、特定原産地証明書も遡及発給で6品目にて再度発給することとなった。

## 事例11

# 協定ではない国内法によるもの

### (内容)

輸入締約国において、一旦一般(MFN)税率で輸入通関してしまったことについて、事後に遡ってEPA税率を適用(遡及適用)し、既に支払ってしまった一般(MFN)税率との差額の還付請求をすることができるか。そして、その期限(時効)は。

### (回答例)

これらの事項は、CPTPPのように協定で定められているものもあるが、多くの協定では、各国の関税法令による。日本では、ほとんどのEPAにおいて、輸入時に輸入許可前引取り(関税法第73条、BP扱い)の申請をしていない限り、一度一般(MFN)税率で輸入をしてしまった場合、それが最終となり、遡及適用はできない。しかし、CPTPPの場合には、協定に従い、輸入後1年以内の遡及適用が認められる(関税暫定措置法第12条の2)。日EU・EPAでは、日本では上述の通り、BP扱い以外は不可であるが、EUにおいては3年に限り、事後の遡及適用が可能。

## 事例12

# 検認のリスクがどれくらいあるか

### (内容)

社内で、EPAを今後活用していくかどうか検討しているが、上司から、輸入締約国において検認のリスクがどれくらいあるのか(どのくらいの割合で検認が入るのか)と聞かれている。検認のリスクが小さければ社内として活用を検討して良いが、そのリスクが高いのであれば、社として活用に踏み切れないという。

### (回答例)

検認の頻度や実績については、日本もそうであるように、ほとんどの場合、公表されない。ここで、社としての意識改革が必要であると思われるのは、検認(Verification)は、通常のEPAに関わらない通常の税関の審査や、検査、また、事後調査(Post Audit)と同様に各国の輸入地の税関に与えられた権利。そこで、「検認に遭わないようにする」のではなく、「いつ検認にあっても良い」ように、正しく原産品判定を行い、正しく原産地証明書を発行し、正しく書類の保存を行うことが重要。

## 事例13

# タイ税関でのpdf版の原産地証明書の拒絶

### (内容)

2022年6～7月にかけ、日本商工会議所が発給したpdf版でのRCEP原産地証明書を利用し、タイへ輸出したところ、タイ税関から適用を否認される事案が複数発生した（食品、機械部品）。タイ税関の認識としては、タイとしては日タイEPA以外にpdfの原産地証明書を認めておらず、セルフ印刷したRCEP原産地証明書も受け付けられないとのこと。

### (回答例)

ジェトロ・バンコク事務所、経済産業省経済連携課、在タイ日本大使館の農水アタッシェのルートなどを通じ解決を模索。8月初め、貨物の一つについて、RCEP税率を適用して通関できたとの連絡あり。8月中旬、タイ税関と日本政府側でミーティングを実施。8月21日付で日本外務省からタイ税関へ文書を送付。9月6日、タイ税関の内部文書「No. Gor Kor 0530(Gor)/86」にてpdf版でも受け付ける旨を全国の税関官署に周知。この結果、再びトラブルとなる場合は、当該文書番号を伝えてpdf版での通関が可能となった。

ご清聴ありがとうございました。

— お問い合わせ —

日本貿易振興機構(ジェトロ)

貿易投資相談課

電話 : 03-3582-4943 (EPA相談窓口・東京)

<https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>